

# 東村山市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年6月

## 1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等（以下のデータはすべて平成19年4月1日現在です。）

区 分	東村山市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
	(歳)	(人)			(国ベース)
東村山市	45.8	121	359,791	445,104	434,939
学校給食員	45.4	31	363,580	449,441	444,950
清掃職員	48.6	26	379,084	469,418	458,294
用務員	45.7	6	367,283	459,904	442,557
電話交換手	42.2	4	327,200	384,277	379,636
その他	44.9	54	349,909	433,770	421,198

その他は、道路維持補修技能員・環境整備技能員・保育園調理員です。

この表にある職種区分は、総務省による給与実態調査に基づくものです。

技能労務職については、高度化・多様化する住民ニーズに対応するため再構築を図り、以下の業務に従事しています。

学校給食員 給食調理業務のほか、子育て支援及び食育を通じた地域事業等 清掃職員 減量指導及び粗大ごみのリサイクル推進等 用務員 保育園用務及び事務補助業務等 道路維持補修技能員 道路維持補修における苦情受付から整備までの一括処理等 環境整備技能員 学校施設における簡易修繕、各種工作、剪定作業等 保育園調理員 保育園調理業務及び地域の子育て支援等

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の諸手当を含まない基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種ごとの年齢別の人数

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
全体	0	0	6	2	12	9	22	21	13	8	28	0	121
学校給食員	0	0	0	1	2	3	9	5	5	2	4	0	31
清掃職員	0	0	0	0	3	1	4	4	4	1	9	0	26
用務員	0	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0	0	6
電話交換手	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	0	4
その他	0	0	6	1	6	2	8	10	3	4	14	0	54

( 3 ) 民間従業員の平均年齢・平均給与

民間			
民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額	データ
	(歳)	(円)	
調理士	37.7	302,500	東京都
廃棄物処理業従業員	43.3	299,800	全国計
用務員	53.9	227,200	全国計

民間従業員の平均給与・平均年齢は、「賃金構造基本統計調査」におけるデータを使用しています。  
(平成 16～18 年の 3 カ年平均)

民間の類似職種のデータは、企業規模が 10 人以上で短時間雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んだものであり、業務内容、雇用形態等において技能労務職の職種と単純に比較することはできませんが、参考に掲載しています。

( 4 ) その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)等

ア 給料表

東村山市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 8 号)に定める技能労務職の職員に適用する行政職給料表( 2 )により支給しています。

イ 手当

東村山市職員の給与に関する条例に定めるところにより扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、期末・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。なお、諸手当のうち、技能労務職の職員に支給されている手当の主な内容は次の通りです。

手当の名称	手当の内容(月額)
扶養手当	配偶者 14,000 円 その他 8,200 円(3 人目以降の子 9,200 円) 16～22 歳の子 4,000 円加算
住居手当	世帯主 12,000 円 その他 9,200 円 平成 20 年 1 月に廃止
通勤手当	交通機関利用者 6 ヶ月定期乗車券相当額 交通用具使用者 距離に応じて支給
特殊勤務手当	危険手当(高所及び深所作業に従事する職員) 1 日につき 600 円

ウ 昇給基準

東村山市職員の給与に関する条例及び東村山市職員の初任給、昇格、昇給に関する規則(平成 13 年規則第 48 号)に定めるところにより毎年 1 回、良好な成績で勤務したときは 1 号給昇給します。(ただし 58 歳以上は昇給停止)

## 2. 基本的な考え方

第3次東村山市行財政改革大綱において、給与制度・諸手当制度の適正化、職員定数の適正化、民間委託の推進があり、これらの考え方に基づき適正化を図ります。また、技能労務職員の給与等に関しては、東京都及び他市の状況等を踏まえ、適切に見直しを行います。

## 3. 具体的な取組内容

### 給料表について

東京都及び他市の状況を考慮に入れ、給料表の再構築を図ります。

### 給与制度について

職務・職責をより一層反映した給与制度への見直しを図ります。

### 昇給について

現在現業職の人事評価制度について制度検討を行っているところであり、今後制度設計及び一定の試行期間を経て最終的には人事評価に基づく昇給制度の確立を目指します。

## 4. その他

第3次東村山市行財政改革大綱に基づき、民間委託の推進、事務事業の見直し、定年退職者不補充等について取り組みます。